べっぷ火の海まつり　スパビーチ会場 出店規約

※本規約は出店申込書の提出をもって、申込者が本規約に同意したものとみなします。

１．出店資格及び出店申込期間

（１）代表者及び副代表者が**別府市在住の方、または別府市内に事業所を有している企業に所属している方**に限ります。
但し、実行委員会が設ける特別出店枠で参加する共催・後援・協力団体及び協賛企業の方はこの限りではありません。

（２）20 歳未満（未成年者）の方は申込できません。

（３）暴力団及び暴力団関係者、それに類する団体に所属する者。また下記項目にあてはまる者の申込は出来ません。

①暴力団②暴力団員③暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しないもの④暴力団準構成員
⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
⑥暴力団または暴力団員と密接に交際を有する者及び暴力団または暴力団員と密接に交際を有する者と親交を有する者
⑦前各号に該当するものと生計を一にする配偶者
（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）
⑧その他前各号に該当する者が、経営を実質的に支配している法人その他の団体または事業者

申込期間　　：令和元年 6 月 10 日(月)～6 月 24 日（月）
受付時間　　：9:00～17:00（月曜日から金曜日）
出店予定総数：26 コマ
※上記の申し込み期間内で出店予定総数 26 コマに達しない場合、二次募集を行います。

（４）二次募集について

申込期間：令和元年 6 月 25 日(火)～7 月 2 日（火）
受付時間：9:00～17:00（月曜日から金曜日）

① 二次募集の出店資格については、上記（２）（３）に該当せず、代表者及び副代表者が**大分県内在住の方、または大分県内に事業所を有している企業に所属している方**へ対象を広げます。

２．申込時に必要な提出書類

（１）出店申込書　※要捺印

※1 代表者及び１副代表者につき１コマのみ。

例：A　代表者　鈴木さん　副代表者　佐藤さん

　　B　代表者　田中さん　副代表者　鈴木さん

この場合鈴木さんが重複しているため、どちらか一つ申し込みの受付となります。

（２）誓約書　　※要捺印

（３）本人確認のための証明書

免許証、学生証、または在留カードのコピー

※事業所を有している企業に所属している方は、あわせて事業所の所在地を証明する書類。（商業・法人登記簿謄本、官公庁より発行された営業許可証などの公的証明書）または在職証明書のコピーを提出してください。

（４）出店申込一時預り金（1 万円）

申し込み多数の場合は抽選を行い、落選者には出店申込一時預り金を返金します。

出店申込一時預り金の返金に関しては 3 ページ「(2) 出店申込のキャンセルについて」の項目に記載しておりますので、ご確認ください。

３．出店料

5 万（2 日間）…1 コマ（間口 2.7m×奥行 3.6m）

（１）出店日時　令和元年 7 月 27 日（土）28 日（日）16：30～21：30

４．出店場所抽選及び出店者説明会について

（１）必ず**代表者又は副代表者**が出席して下さい。代理の出席は出来ません。

なお、変更がある場合は、7月1日(月) 17:00までに事務局へお知らせください。

欠席の場合は出店キャンセルとします。また、申込者多数の場合は抽選となります。

■出店場所抽選及び出店者説明会

日　時：令和元年7月4日(木) 15:00～　※時間厳守

①抽選会

一次募集枠抽選 15：00～15：30

二次募集枠抽選 15：45～16：00

※はじめに、一次募集枠の方が入室し、最終出店意思確認後、抽選を行い出店場所を決定します。続いて、二次募集枠の方が入室し、同様の流れで出店場所抽選を行います。

②出店者説明会　16：10～17：00

場　所：別府市水道局　3階大会議室

住　所：大分県別府市上野口町1-15

連絡先：出店担当　090-7534-9020　事務局　0977-24-2828

説明会に持参するもの

・預り金を除いた差額　4万円

・出店申込一時金預り証　※必ずお持ちください。

※お車でお越しの場合は、駐車場に限りがありますので時間に余裕をもってお越しください。

※別府市水道局の駐車場は使用できませんのでご注意ください。

※一次募集枠で申し込みをされた方で、当日の最終意思確認に間に合わない場合、二次募集枠として抽選会に参加となります。

（２）出店申込のキャンセルについて

出店場所の抽選前に最終出店意思確認をしますので、キャンセルの場合は申し出てください。

それ以降のキャンセルについては全額出店料をいただきます。

但し、抽選会落選者の方々につきましては、出店申込一時金を返金します。

	出店申込 一時金 （1万円）	残りの出店料 （4万円）	備　考
最終出店意思確認までのキャンセル	○	―	出店申込一時金は返金します
最終出店意思確認後のキャンセル	×	×	出店料は全額返金しません
落選	○	―	出店申込一時金は返金します

○…返金アリ　×…返金ナシ

（３）出店決定後期日までに提出する書類

①食品営業許可証をお持ちの方はそのコピー。

②上記①をお持ちでない方は一時営業許可証のコピー。

（食品を取り扱う場合は大分県東部保健所へ申請してください。）

提出期限　令和元年７月22日(月)17:00まで

③備品追加申請書

テーブル・イスを追加する場合は有料となります。詳細は４ページ「8. 備品について」をご覧ください。

提出期限　令和元年７月22日(月)17:00まで

５．名義貸しの禁止

申込者以外の出店は認めません。違反した場合は即時退場していただき、出店料は全額返金しません。また、以後の当イベントへの出店をお断りいたします。その上で警察と協議し、しかるべき対応を取らせていただきます。

※まつり当日、提出の本人確認証明書にて確認します。

６．備品について

１コマにつき長机(1.8m×0.45m)2卓とパイプイス２脚を設置します。追加を希望する場合は有料となります。ご希望の場合は、事前に事務局に申込み、料金の支払いをしてください。

・テーブル・・・１卓1,500円

・パイプイス・・１脚200円

店内照明は蛍光灯を使用。別途電源用に１コマに１つコンセントを取り付けます。

使用可能な最大電源容量は10Ａまでです。

以下の器機は最大電源容量を超えるため出店ブースの停電など、近隣の店舗に迷惑をかける恐れがありますので、使用する場合は個別に発電機を用意するなどしてください。

- ソフトクリームメーカー
- フローズンマシーン
- 電子レンジ
- 100V　IH調理器
- 電気炊飯器
- 冷凍庫
- 冷蔵庫
- 綿菓子機

７．禁止事項

（１）ポルノ、麻薬、拳銃、盗品及び偽ブランド、コピー商品等その他法律や公序良俗に反する商品または実行委員会がふさわしくないと判断した商品は売ることは出来ません。

（２）未成年者を従業員として雇用することは、原則禁止となります。但し、所属する学校の許可または親の同意を得ている場合はこの限りではありません。但し、営業終了後は速やかに帰宅させてください。

大分県青少年健全育成条例により18歳未満の青少年は、親の同伴がある場合でも午後11時から翌日午前4時は外出が制限されています。

（３）出店ブース外で調理することは厳禁です。

（４）近隣の店舗の妨げになるような呼び込み及び販売は、お客様や他の出店者の迷惑となるため禁止します。

（５）幟などの装飾を店舗よりも前に出すことは、来場者に対してけがや事故の原因となり、また他の店舗の迷惑となるため禁止します。

※上記禁止事項を発見した場合、注意を行い、それでもご理解いただけない場合は退場となります。※規約違反等の退場による出店料の払い戻しはしません。

８．搬入出車両について

（１）搬入駐車券は、スタッフ、警備員が車外から見て番号・氏名を確認できるよう常に掲示してください。

（２）搬入駐車券の複製、譲渡、貸出等の不正行為は固く禁じます。違反者を発見した場合はレッカー移動します。移動にかかる費用は不正行為者の負担とします。※主催者側での費用負担は一切しません。

（３）会場内通行時はスタッフ、警備員の指示に従って下さい。

（４）会場内は2トンを超える車両での搬入出は出来ません。

（５）会場内では5km以下の最徐行運転を徹底してください。会場内で車両を運転中に事故を起こした場合は、当事者間の責任となりますので安全運転を心がけてください。

（６）出店終了後、搬出開始のアナウンスがあるまでは、会場内への車両の進入は禁止します。

（７）搬入時間については以下の通りです。

7月26日(金) は10：00～16：00まで搬入可能。以降は施錠のため車両は入れません

7月27日（土）・28日（日）

搬入時間　10：00～16：00（14：00～16：00　搬入駐車券の提示必要）

※14：00以降は搬入駐車券を持っていない車両は会場から退出となりますので、14：00までにガス・食材等の配達を終わらせてください。

※搬入駐車券を持っている車両は16：00までに会場から退出してください。

※会場内備品の管理、会場内での事後等に関して、主催者側は一切の責任は負いません。

※何かありましたら速やかに本部（090-2087-3673）または出店担当（090-7534-9020）までご連絡ください。

９．臨時駐車場について

（１）利用可能日時：7月27日(土)及び28日(日)　10：00～22：30まで

<u>※両日23：00に出入口の施錠をします。</u>

（２）利用可能場所：別府中央小学校グランド(雨天時も可)

※会場及び駐車場内での事故等につきましては、主催者側は一切責任を負いません。

※新若草港及び北浜温泉テルマス駐車場には進入及び駐車は出来ません。

※22：30以降、臨時駐車場内に放置された車両はレッカー移動します。移動にかかる費用は出店者の負担とします(主催者側で費用の負担は一切しません)

１０．イベント開催確認及び中止時の返金について

（１）イベントの開催確認方法について

①電話での確認方法

事務局（0977-24-2828）または出店担当（090-7534-9020）

※出店担当は出店者説明会およびイベント当日のみ。

②インターネットでの確認方法

イベントホームページ（べっぷ火の海まつりで検索）または Facebook のお知らせを確認してください。

（２）中止となった場合の出店料の返金について

実行委員会にて協議後、対応します。

１１．酒類の販売について

（１）詳しくは税務署にお問合せください。

（２）未成年者及び運転者には販売しないよう十分注意してください。

１２．公園をきれいに利用するために

（１）ごみは所定のごみバケットへ出してください。但し、産業廃棄物は一般ゴミとして処理できませんので、必ずお持ち帰りください。産業廃棄物のリストに関しては出店者説明会時に配布する資料を参照ください。不法投棄は犯罪です。5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。法人が関わった場合には、会社にも 3 億円以下の罰金が科せられます。

（２）油や炭を使用する場合は、必ず段ボール等で養生し公園を汚さないようにしてください。養生を十分にせず、別府市より原型復旧の指導があった場合は、費用を請求します。

（３）トイレの手洗い場や常設の水道で洗浄をしないでください。洗浄するものがある場合は、必ず持ち帰って洗浄してください。

１３．消火器の設置義務について

平成 26 年 8 月より別府市条例が改正となり、祭礼、縁日、花火大会その他多くの方が集合する催しにおいて、火災が発生した場合には初期消火が極めて重要であることから、**液体、固体、気体燃料で火気を使う器具（石油ストーブやガスコンロ、炭焼き、発電機等）、電気を熱源とする器具（器具の表面に可燃物が触れた場合に発火する恐れのあるもの・赤熱部分が露出しているもの）**を使用する者に対して消火器を準備し、使用することが義務付けられました。対象となる器具を使用する方は**必ず消火器を設置していただきます。**

※イベント当日、消火器の確認が出来ない場合は営業停止となる場合もございます。

使用できる消火器の種類について
住宅用消火器ではなく、業務用消火器をご使用ください。
業務用消火器のうち、6 型以上の大きさの粉末 ABC 消火器を準備してください。
大型量販店や、消防設備業者（タウンページ等に記載）にてお求めください。

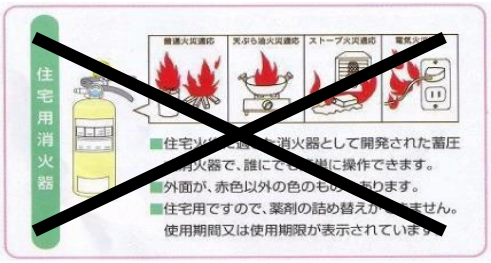

１４．火気の取り扱いについて

平成 25 年 8 月 15 日京都府福知山市の花火大会会場で多数の死傷者を出す火災が発生しました。当イベントをはじめ、多数の観客等が参加する行事において火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあります。特に、火気を使用する屋台等における防火安全対策が極めて重要であり、中でもガソリン等の危険物の貯蔵・取扱いについては細心の注意を払い、営業を行って下さい。

※事故に対応できる損害賠償保険に加入することをお勧めします。

１５．問い合せ先について

■べっぷ火の海まつり実行委員会事務局（別府市観光協会内）
〒874-8511
別府市上野口町 1-15（別府市役所 1 階）
TEL：0977-24-2828/FAX：0977-24-5959
出店担当者連絡先：090-7534-9020
※出店者説明会及び 7 月 27 日（土）・28 日（日）の両日のみの連絡先となります。

■大分県東部保健所
〒874-0840
別府市大字鶴見字下田井 14-1
TEL：0977-67-2511

■別府税務署
〒874-8686
別府市光町 22-25
TEL：0977-23-2111